九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール運営要領 平成29年8月改定

1 目 的

九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール1-4)、2-1)に 定めるブロック連絡会議幹事、ブロック連絡会議副幹事の選任とその任期、連絡会 議の運営等について細部を定める。

2 ブロック連絡会議幹事

ブロック連絡会議幹事は平成29年度より平成33年度の5年間、福岡県とする。 平成34年度以降については任期を5年とし再任を妨げない。

3 ブロック連絡会議副幹事

ブロック連絡会議副幹事の輪番は、平成29年度から平成33年度の間下表の通りとし、任期は1年とする。平成34年以降はブロック内構成県(幹事県及び山口県を除く)で回すものとする。

4 連絡会議の開催

連絡会議は、毎年開催する定例会議と、必要に応じ県レベルで開催する臨時会議とする。定例会議の召集はブロック連絡会議副幹事が行い、臨時会議の召集はブロック連絡会議幹事が行う。

なお開催地は、定例会議はブロック連絡会議副幹事県の都市、臨時会議はブロック連絡会議幹事県の都市とする。

定例会議と臨時会議の構成メンバーは以下のとおりとする。

定例会議:九州地方整備局、九州各県及び山口県、政令指定都市、県庁所在都

市、関係団体

臨時会議:九州各県及び山口県

5 連絡会議の運営

ア 議題等については、ブロック連絡会議幹事及びブロック連絡会議副幹事が事前 に調整を行うものとする。

- イ 連絡会議の事務局については、定例会議はブロック連絡会議副幹事の下水道担 当課、臨時会議はブロック連絡会議幹事の下水道担当課とする。
- ウ 資料の作成、会議室の確保は事務局の責任において実施する。
- エ 前各号に定めるもののほか、連絡会議の組織、運営等に関し必要な事項は連絡会議で協議の上、定める。

ブロック連絡会議幹事県及び副幹事県 (H20からH33まで)

	幹事県	副幹事県
平成20年度	福岡県	大分県
平成21年度	福岡県	宮崎県
平成22年度	福岡県	鹿児島県
平成23年度	福岡県	沖縄県
平成24年度	福岡県	佐賀県
平成25年度	福岡県	長崎県
平成26年度	福岡県	宮崎県
平成27年度	福岡県	熊本県
平成28年度	福岡県	大分県
平成29年度	福岡県	長崎県
平成30年度	福岡県	鹿児島県
平成31年度	福岡県	沖縄県
平成32年度	福岡県	佐賀県
平成33年度	福岡県	宮崎県

6 平常時の活動

ブロック連絡会議構成員による情報連絡訓練は、「九州・山口ブロック災害時支援情報連絡実施要領(案)」に基づき行う。